

## 船舶事故調査報告書

平成31年3月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年4月26日 15時20分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町長島南西方沖 長崎鼻灯台から真方位234° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯32° 06.2′ 東経130° 04.5′）
事故の概要	漁船第十一龍神丸は、揚網作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一龍神丸、4.9トン KG3-30980（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.94m×0.82m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成元年1月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年2月2日 免許証交付日 平成25年10月21日 （平成31年2月1日まで有効） 甲板員A 男性 44歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、ごち網漁の目的で、平成30年4月26日04時00分ごろ長島町宮之浦港を出港し、鹿児島県上甕島北東方沖4M付近の漁場で操業を行った後、漁場を移動し、15時00分ごろ長島南西方沖2M付近の漁場に到着して操業を再開した。 本船は、船長が、操舵室左舷後方に備えられた遠隔操縦装置を操作し、船尾両舷端から繰り出した引き綱に繋いだごち網を曳いた後、両舷の巻き上げドラムにより引き綱を巻き上げて揚網を行っていたとこ

ろ、引き綱が緊張して船体が右舷側に傾き、右舷の巻き上げドラムが停止して巻き上げられなくなった。

本船は、船長が、ごち網の右舷側が海底に引っ掛かったと考え、左舷側の引き綱（以下「左舷綱」という。）を近くにいた僚船に渡した後、右舷側の引き綱（以下「右舷綱」という。）を様々な方向に強く引いていたところ、右舷綱が切断した。

本船は、船長が、左舷綱だけでごち網を揚網しようと、僚船から受け取った左舷綱を左舷船尾端のガイドローラ（以下「本件ローラ」という。）を介して左舷船尾部のたつ（以下「本件たつ」という。）に固定し、左舷綱を様々な方向に強く引いたが、左舷綱が緊張して船体が左舷側に傾き、揚網することができなかった。（写真1参照）

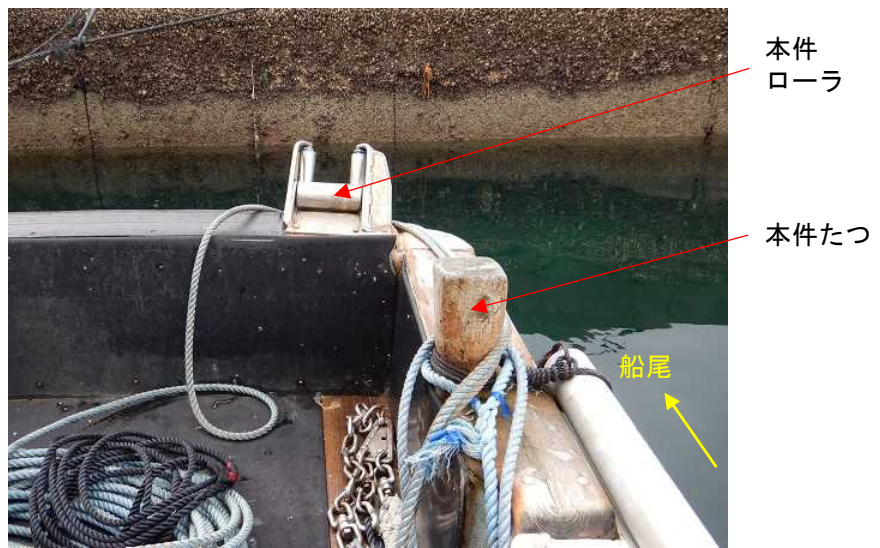


写真1 左舷船尾部の状況

船長は、左舷綱を本件ローラから外して右舷船尾部のたつに固定したロープと結び、船尾中央でY字形とした後、主機を使用して揚網することを思い立ち、左舷綱を移動する作業を甲板員2人に行わせることとした。（写真2参照）

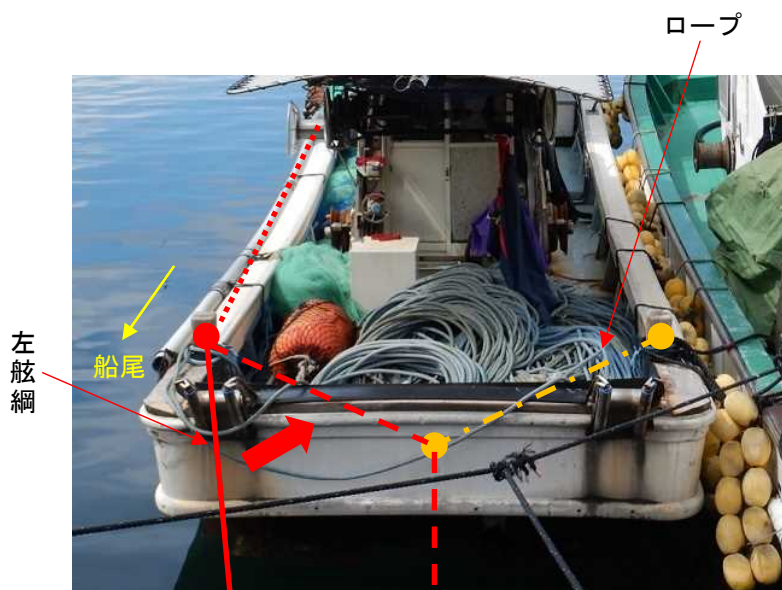


写真2 揚網作業の変更の状況

甲板員Aは、左舷船尾部で右舷方を向き、右手で本件ローラ付近の左舷網を握って、船長の指示を待っていたところ、緩んでいた左舷網が船体動揺により緊張し、15時20分ごろ左舷網と本件ローラとの間に右手指を挟まれた。(写真3参照)

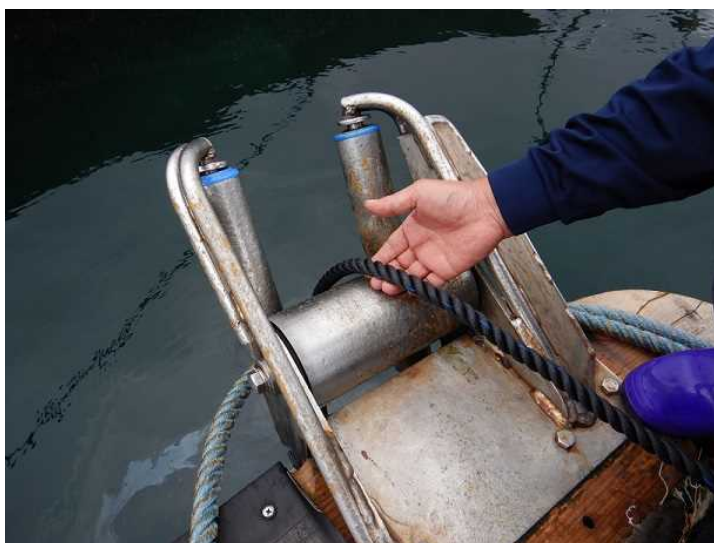


写真3 本事故発生時の状況（再現）

船長は、甲板員Aの叫び声を聞いて本事故の発生に気づき、別の甲板員と共に甲板員Aの右手を本件ローラから外し、僚船に119番通報及び甲板員Aの移送を依頼した。

甲板員Aは、僚船に移乗して鹿児島県阿久根市阿久根港に到着し、救急車で、同市内の医療センターに搬送され、右示指、右中指及び右環指切断と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、これまでもごち網が海底に引っ掛かり、引き網が切れることがあったが、片方の引き網を様々な方向に引いてごち網を海底か

	<p>ら外すことで揚網できており、ごち網が引っ掛かったまま揚網が困難な状態となったのは本事故時が初めてであった。</p> <p>船長は、引き綱を取り扱う際、ガイドローラ付近には手を近づけないように甲板員Aに指示しておけばよかったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、長島南西方沖において揚網作業中、甲板員Aが、揚網方法変更後の船長からの作業指示を待つ際、本件ローラ付近の左舷綱を握っていたことから、船体動揺により緊張した左舷綱と本件ローラとの間に右手指を挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、長島南西方沖において揚網作業中、甲板員Aが、揚網方法変更後の船長からの作業指示を待つ際、本件ローラ付近の左舷綱を握っていたため、船体動揺により緊張した左舷綱と本件ローラとの間に右手指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揚網作業中は、緊張する引き綱に注意し、作業指揮者の指示があるまでガイドローラ付近には手を近づけないこと。</li> <li>・作業指揮者は、甲板員に対し、引き綱を取り扱う際、ガイドローラ付近には手を近づけないよう指示すること。</li> <li>・事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

